「医療法施行規則の一部を改正する省令案」に対する御意見募集の結果について

平成29年９月27日
厚生労働省医政局
医療経営支援課

標記について、平成29年８月14日から平成29年９月12日まで御意見を募集したところ、21件の御意見（うち本省令改正に関係のない御意見２件）をいただきました。お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する考え方を次のとおり御報告いたします。

皆様方の御協力に厚く御礼申し上げるとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力賜りますようお願い申し上げます。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）第57条の２第１項第２号の事業要件のうち、イについて、規則第30条の35の３第１項第２号イの事業要件とまったく同じなのか。違う場合は、違いを明確にしてほしい。	規則第57条の２第１項第２号イの要件と規則第30条の35の３第１項第２号イの要件は、前者には予防接種に係る収入金額及び介護保険法（平成９年法律第123号）の規定による保険給付に係る収入金額が含まれる点で異なります。
2	規則第30条の35の３第１項第２号イにおいて、括弧内に、「以下同じ」との記載があるものとないものがあるが、「以下同じ」の括弧書きは、規則第57条の２においても同じか。この「以下同じ」がないものはどう解釈すればいいのか。	規則第30条の35の３第１項第２号イに「以下同じ」という文言があるものについては、当該規定より後ろの規定で同様の文言が出た場合には、同じ定義によるということになります。したがって、規則第57条の２の１第１項第２号イ中「社会保険診療」は、「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第２項に規定する社会保険診療」を指し、また「健康増進事業」は「健康診査に係るものに限られる。」ことになります。
3	認定医療法人の贈与税が非課税となる基準のハードルについて、普通の医療法人がクリアできる基準としてほしい。現状では、特定医療法人又は社会医療法人の基準に準じたものとなっており、ハードルが非常に高い。	持分なし医療法人へ移行する際のみなし贈与税等の非課税という税制上の措置を受けるためには、当該医療法人の運営及び事業が適正なものである必要があるため、規則第57条の２において、その事業を行うに当たり、社員、理事、監事、使用人その他の当該経過措置医療法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであることや、社会保険診療報酬等の収入金額の合計額が全収入金額の100分の80を超

		えること等の要件を定めております。 　なお、相続税法（昭和 22 年法律第 87 号）第 66 条第４項に係る解釈通知に規定する基準と比べた場合には、当該医療法人の理事の定数を６人以上かつ監事の定数を２人以上とすることや、他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が理事の総数の３分の１を超えないものであること等の要件を設けていない点が異なります。
4	医療法人の理事等に対する報酬等が不当に高額であるかどうかについて、社会医療法人、特定医療法人の通知では具体的な数値を記述しているが、規則第 57 条の２第１項第２号ロにおいては定めないのはなぜか。	医療法人の理事等に対する報酬等が不当に高額であるかどうかは、当該医療法人の規模や財務状況などの個別の事情によって異なるため、「民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該経過措置医療法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているもの」という基準としています。
5	持分なし医療法人全体を通じて、役員及び施設要件以外は現行の特定医療法人、相続税法第 66 条第４項に関する通達の内容とほぼ同じであり、規定することによりどのようなメリットがあるのかわかりにくい。	持分なし医療法人への移行の際のみなし贈与税等の非課税という税制上の優遇を受けるためには、当該医療法人の運営及び事業が適正なものである必要があるため、規則第 57 条の２において要件を定めることとしております。
6	規則第 57 条の２第２項第５号において、遊休資産額から控除する保有資金のうち将来の特定の事業の実施に係るものについて、「定款に定められた事業」に限定しているのはなぜか。具体例を示してほしい。	規則第 57 条の２第２項第５号中の「将来の特定の事業」を定款に定められた事業に限定しているのは、定款に裏付けがあることをもって実施の確実性を担保しようとするものです。将来行う予定である医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 42 条各号に規定する業務を想定しております。
7	社会保険診療に係る収入が全体の 80%以上となっているが、介護保険の介護系サービスの収入も 80%に含まれるのか。法人事業税においては、医療系サービスは非課税、介護系サービスは課税となっているが、地域包括ケアシステムにおいて医療法人が居宅介護サービスを提供することが多い	ご指摘の介護系サービス（介護福祉施設、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与等）に係る収入金額については、規則第 57 条の２第１項第２号イ中の「介護保険法の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第 26 条第２項第４号に掲げる給付に係る収入金額

	現状を踏まえて是非介護保険の介護系サービスも80%に含めてほしい。	を除く。)」に該当するため、規則第 57 条の２第１項第２号イの規定における社会保険診等に係る収入金額の合計に含まれることとなります。
8	規則第30条の35の２第２項イの規定のうち、健康増進事業（健康診査に限る）に係る収入の内容について、具体的な内容を示すべきではないか。	社会医療法人の認定要件に係る規則第30 条の 35 の２第２項イに規定する「健康増進事業（健康調査に限る）に係る収入」の内容については、医政局長通知（「社会医療法人の認定について」（平成 28 年８月30 日付け医政発 0830 第３号））において示しているところであります。 また、規則第 57 条の２第２号イ中の「健康増進事業に係る収入金額」の内容についても、近日中に発出予定の厚生労働省医政局医療経営支援課長通知においてお示しする予定です。
9	医政局長通知（「特定医療法人制度の改正について」（平成 28 年３月 25 日付け医政発 0325 第３号））において特定医療法人の認可基準として、適用される健康診査について具体的に限定列挙されている。もし、改正案と特定医療法人の認可基準が同じであるとすると、市町村等から委託を受けた乳ガン検診などのガン検診収入は、80%を占める収入の一部に組み込むことができないのか。 市町村や区等、地方公共団体から委託を受けた診療行為（検診も含める）による収入も社会保険診療収入と同等に取り扱うようにしてほしい。	規則第 57 条の２第２号イ中の「健康増進事業に係る収入金額」の内容については、近日中に発出予定の厚生労働省医政局医療経営支援課長通知においてお示しする予定ですが、ご指摘の「市町村等から委託を受けた乳ガン検診などのガン検診」が、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 82 条第 1 項の規定により保険者が行う健康診査や母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12 条又は第 13 条の規定により市町村が行う健康診査等に該当しない場合は、規則第 57 条の２第１項第２号イ中の「健康増進事業に係る収入金額」には入りません。なお、ご意見につきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。
10	規則第30条の35の３第１項第２号イの規定において、「助産に係る収入金額（一の分娩に係る助産に係る収入金額が 50 万円を超えるときは、50 万円を限度とする）」となっているが、50 万円の限度を削除するべき。	一の分娩に係る助産に係る収入金額が 50 万円を超えるときは、50 万円を限度として、社会保険診療に係る収入金額に含めることとしているところですが、これは、社会医療法人の公的な運営に関する要件として、健康保険法に定める出産育児一時金の金額などを勘案し定めたものです。なお、ご意見につきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。

11	助産に係る収入とは、消費税の取扱（消費税基本通達６－８－１．２．３）と同様、つまり、妊娠しているか否かの検査、妊娠判明後の検診及び入院、分娩介助、胎盤処置、母体の回復検診、新生児の検診及び入院　妊娠中や産後の入院中の差額ベッド代、特別給食、お産セットなどが該当すると理解して良いのか。助産に係わる収入の定義を明確にすることも必要である。	「一の分娩に係る助産に係る収入金額」とは、妊産婦検診段階から分娩段階に至るまでの診療収入のうち、社会保険診療に係る収入及び健康増進事業の対象となる健康診査に係る収入を除く、自由診療に係る部分を指します。したがって、例えばご指摘の消費税基本通達との比較においては、分娩段階より後の診療内容である退院後の健康診査は含みません。
12	規則第 57 条の２第１項第２号イ「特別の利益を与えないものであること」の定義及び確認方法について、厚生労働大臣がどのような基準で運用されるのか、早々に具体的内容を示されたい。国税庁の発表した「特定医療法人制度 FAQ」（平成 29 年６月）のうちⅢ以降と同じ内容であるのか異なるのか、別のチェックリスト等を考えているのか。	規則第 57 条の２第１項第２号イ「特別の利益を与えないものであること」の具体的内容については、近日中に発出予定の厚生労働省医政局医療経営支援課長通知においてお示しする予定です。なお、移行計画の認定制度は、特定医療法人の認定要件とは異なるものですので、「特定医療法人制度 FAQ」と必ずしも同じ内容になるわけではありません。
13	使用人兼務役員に対する使用人分給与について、従業員給与と比較するなど、一定の制限を設けるべきである。 役員に対して特別の利益を供与することは認められていないが、特別の利益提供とは言えないものの、一般的な職員給与より高額となっている給与支給は制限されていない。 役員報酬等を低めに設定し、医師給多く支給するような、脱法的な申請を回避する規定を設けるべきである。	ご指摘の点については、近日中に発出予定の厚生労働省医政局医療経営支援課長通知においてお示しする予定です。内容としては、理事等が当該医療法人の使用人として給与、賞与等を受ける場合は、理事等の報酬等と使用人として受ける給与、賞与等を併せて評価するものとする予定です。
14	規則第 57 条の２第１項第１号ロに定める民間事業者の役員報酬との比較基準を明確にすべきである。 民間事業者の役員報酬と比較すべき旨が定められているが、民間事業者の役員報酬の情報収集方法や比較方法が明示されておらず、行政担当者の裁量によって判断される認定実務が行なわれることが想定できる。	ご指摘の「民間事業者の役員報酬との比較基準」については、現在制度の運用に向けて具体的な基準の検討を行っておりますが、ご意見につきましては、今後の施策に参考にさせていただきます。

	行政担当者や申請時期によって比較方法が異なるならば、申請者間の公平性が保てないと考えられる。	
15	認定医療法人が持分なし医療法人に移行し、さらに社会医療法人に移行した場合においては、遊休財産規制の計算における費用の範囲に、収益事業の費用の額を含めるべきである。	今後の施策の参考にさせていただきます。
16	特定入所者介護サービス費における食費及び居住費については、社会保険診療収入等の 80%基準の収入に含めるべきである。	特定入所者介護サービス費は介護保険法第 40 条の規定により保険給付に含まれるため、特定入所者介護サービス費に含まれる食費及び居住費については、規則第 57 条の２第１項第２号イの規定における社会保険診療等に係る収入金額の合計に含まれることとなります。
17	認定医療法人の認定審査の過程で当該法人に法令違反等の疑いが発覚した場合、関係部署等への連絡を行うのか。	例えば医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、医療法第 64 条に基づき都道府県知事が必要な措置を取ることができるよう、厚生労働省から当該都道府県に情報提供する可能性があります。
18	認定医療法人の運営が同族の役員によって支配されることを防ぐために、監事を公認会計士、税理士又は弁護士等に限定した上で、監事による監査の報告の義務化や、内部監査室の設置を検討するべきではないか。	規則第 57 条の２に規定する運営の適正性に係る要件については、小規模な医療法人においても認定を受けることができるようにする観点から、役員等の同族性に係る要件を設けておりませんが、そのような医療法人も含めて、認定に際しては運営の適正性が担保されるよう、厚生労働省において適切に審査を行う予定です。
19	医療法人の出資者が持分を放棄した際に当該医療法人にかかるみなし贈与税に係る非課税要件について、各税務職員の判断によって否定されることが無いよう、非課税要件の具体的な中身について指針等を作成するべきである。	良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号）附則第 10 条の３に規定する移行計画の認定を受けた医療法人については、平成 29 年 10 月１日以降は、租税特別措置法第 70 条の７の 10 の規定により、当該医療法人の出資者の持分放棄に伴う贈与税を課されないこととなります。そのため、当該認定を受けた医療法人については、各税務署の個別判断で上

		記の贈与税が課されることはありません。なお、当該認定の要件の具体的な内容につきましては、近日中に発出予定の厚生労働省医政局医療経営支援課長通知においてお示しする予定です。
20	その他、今回のパブリックコメントの対象となる案件以外の御意見２件。	今後の施策の参考にさせていただきます。